

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 5 月 31 日現在

機関番号：15301

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2014～2016

課題番号：26380119

研究課題名（和文）財産管理制度が関わる遺産の承継における情報をめぐる民事法的規律のあり方

研究課題名（英文）Duty to inform and succession of properties held in trust

研究代表者

岩藤 美智子（IWADO, Michiko）

岡山大学・法務研究科・教授

研究者番号：70324564

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,500,000円

研究成果の概要（和文）：委任や信託については、受任者・受託者が本人に対して情報提供義務を負う旨が定められているものの、信託委託者の相続人は、情報開示請求権等を相続によって承継しない場合があり、そのような場合に、必要な情報を入手することを可能にするためには、固有の情報開示請求権等が認められる必要がある。もっとも、わが国においては、それは広く認められているとはいえない状況にある。このことが、信託に関する遺留分減殺請求の規律について考察する際に、受託者説を採用することを積極的に基礎づける一要素となり得る。

研究成果の概要（英文）：The trustee does owe a duty to inform to the settlor and beneficiaries but does not the duty to the successor of the settlor. That could be a reason to support trustee-theory of legally reserved portion rules.

研究分野：民法

キーワード：信託

1. 研究開始当初の背景

財産の所有者（ないし信託受益者など実質的な利益の帰属主体）が自らその財産を管理するのではなく、委任・寄託・信託といった財産管理制度を利用することは、現在の経済社会において、広く認められる。

このような財産管理制度が関わる遺産の承継がなされる場合、すなわち、（ア）財産管理制度の対象となっている財産が遺産承継の対象となる場合、及び、（イ）遺産承継の法技術として財産管理制度が用いられる場合には、財産管理制度が関わらない遺産の承継がなされる場合にはない問題が生じることとなる。そして、そのような問題のうち、関係当事者間の情報流通ないし情報秘匿をめぐる問題は、とりわけ解決が困難であり、その規律内容は不明確であると考えられる。

2. 研究の目的

本研究は、委任・寄託・信託といった財産管理制度が関わる遺産の承継がなされる場合、すなわち、（ア）財産の所有者（ないし実質的な利益の帰属主体）が自ら管理している財産ではなく、財産管理制度の対象となっている財産（預金や信託受益権など）が遺産承継の対象となる場合、及び、（イ）遺産承継の法技術として財産管理制度（遺言信託や遺言代用信託など）が用いられる場合について、関係当事者の情報取得の利益と情報秘匿の利益との適切な衡量のあり方を明らかにすることを目的とするものである。

3. 研究の方法

まず、財産管理制度が関わる遺産の承継がなされる場面で、関係当事者間の情報流通ないし情報秘匿をめぐる問題が生じる具体的な局面を探り、問題構造を明らかにした上で、そのような問題に対処するためのドイツ法・アメリカ法上の制度ないし議論の状況を調査・検討する。公刊されている判例・学説等

の状況は、文献ないしオンラインデータベースを利用することによって調査し、公刊されていない情報ないし制度の具体的な運用状況は、海外の研究者ないし実務家に対する聞き取り調査を行うことによって明らかにする。その上で、わが国の状況と照らしあわせ、わが国において、望ましいルールのあり方を探るとともに、可能かつ妥当な法的構成を明らかにする。

4. 研究成果

委任や信託については、財産管理人（受任者、受託者）が本人（委任者、委託者・受益者）に対して情報提供義務を負う旨が定められているものの（民法 645 条、信託法 36 条から 39 条など）、本人の相続人が財産管理人に対して情報開示請求をすることができるのか否かは、必ずしも明らかではない。

確かに、近時、最高裁は、契約上の地位の相続による承継という法的構成によって、預金者の共同相続人の一人による金融機関に対する預金の取引経過開示請求を認める判断を示したところである（最判平成 21 年 1 月 22 日民集 63 巻 1 号 228 頁）。しかしながら、平成 21 年最判の規律を前提としてもなお、相続人ではない受贈者・受遺者がいる場合や、相続人であっても被相続人の地位を承継しない場合（遺言信託について、信託法 147 条参照）など、規律内容が明らかでない場面が残されている。

信託受託者は、委託者や受益者に対して、情報提供をする義務を負っている。これに対して、委託者の相続人に対して、受託者が情報提供義務を負っている旨の定めは置かれていない。委託者の相続人の固有の情報請求権は、わが国では広く認められているとはいえない状況にある。

委託者の相続人による信託に関する遺留分減殺請求権を実効性のあるものとするためには、このことをふまえた議論が、行われ

るべきである。以下のような（相互に排他的でない）議論の方向性が考えられる。

一つ目は、委託者の相続人による信託に関する遺留分減殺請求について、受託者説を採用することを検討するというものである。受託者説によっても、委託者の相続人が受益者や受益権の価値についての情報を必要とする場合はあるものの、受益者説によると、委託者の相続人がこれらについての情報を常に必要とすることと比較すると、委託者の相続人に固有の情報取得の困難さに起因する問題が生じる場面は、より限定的であるということができる。

二つ目は、委託者の相続人による信託に関する遺留分減殺請求に際して、委託者の相続人が受益権の価値について主張ないし立証することが、とりわけ困難であることに対処する方策を検討するというものである。これについてはいくつかの可能性が考えられるものの、例えば、受益権の価値の総額を、信託財産の価値相当であると推定することを考えることができる。

三つ目は、民事裁判手続上の制度を活用するというものである。遺留分減殺による物件返還請求調停や遺留分減殺請求訴訟の手続においては、調査囑託や報告の請求、文書提出命令、文書送付囑託といった制度を活用することが認められており、これによって、裁判所ないし申立人は、裁判所が裁判をするのに必要な情報を入手することができる可能性がある。これらの制度の積極的な活用が検討されるべきである。

5．主な発表論文等
（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕(計3件)

岩藤美智子、印章を押印せず花押を書いた遺言の有効性、法教、無し、433号、2016年、144以下

岩藤美智子、民法910条に基づく価額支払い請求に係る遺産の価額算定の基準時、法教、無し、430号、2016年、137以下

岩藤美智子、投資信託受益権の共同相続開始後に発生した元本償還金の共同相続人への帰属、27年度重判解、無し、2015年、83頁94頁

〔学会発表〕(計1件)

岩藤美智子、遺言代用信託についての遺留分に関する規律のあり方、信託法学会、2016年6月12日、キャンパスプラザ京都（京都府・京都市）。

〔図書〕(計2件)

岩藤美智子、トラスト未来フォーラム、信託及び財産管理運用制度における受託者及び管理者の責務及び権限、2016年、22頁(95頁 - 117頁)。

岩藤美智子、トラスト60、信託及び資産の管理運用制度における受託者及び管理者の法的地位、2014年、33頁(137頁 170頁)。

〔産業財産権〕

なし

〔その他〕

なし

6．研究組織

(1)研究代表者

岩藤 美智子 (IWADO Michiko)

岡山大学・大学院法務研究科・教授

研究者番号 : 70324564